

# 令和6年度第1回恵那市行財政改革審議会 次第

日 時：令和6年7月5日（金）  
午後2時00分から  
場 所：恵那市役所 西庁舎3階  
災害対策室A・B

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 市長あいさつ

4. 諮問（行財政改革大綱の策定）

資料 NO. 1

5. 恵那市の現状等について

資料 NO. 2

6. 議 事

（1）第5次行財政改革大綱及び行動計画策定方針について

資料 NO. 3・4

（2）公共施設個別施設計画の改定について

資料 NO. 5・6

（3）会議の公開及び公表

資料 NO. 7

7. その他

次回会議開催 令和6年9月予定

8. 閉会のあいさつ

令和6年度 恵那市行財政改革審議会名簿（委員）

【審議会委員】

R5.11.14～R7.11.13

番号	選出団体等	氏名	備考
1	学識経験者 (中部大学 学長補佐 経営情報学部教授)	寺澤 朝子	会長
2	地域自治区会長会議 (飯地地域自治区会長)	瀬瀬 佳恭	副会長
3	恵那商工会議所推薦企業 (株式会社 デジタ)	藤下 和也	
4	恵那商工会議所推薦企業 (有限会社 エチゼンヤ)	西谷 伊代	
5	恵那市恵南商工会推薦企業 (明光化成工業 株式会社)	矢頭 禎朗	
6	恵那市恵南商工会推薦企業 (有限会社 松浦軒本店)	松浦 陽平	
7	金融機関 (株式会社 十六銀行 恵那支店)	山川 晃司	
8	税理士 (明邦税理士法人 伊藤事務所)	伊藤 実奈子	
9	有識者 (DX推進事業) (ソフトバンク 株式会社)	竹内 武司	
10	公募	鎌田 基予子	

【推進本部】

番号	役職	氏名	備考
1	副市長	大塩 康彦	本部長
2	教育長	岡田 庄二	副本部長
3	総務部長	柘植 克久	
4	まちづくり企画部長	伊藤 豊	
5	市民サービス部長	佐々木 和美	
6	医療福祉部長	鷹見 健司	
7	商工観光部長	榎田 朝之	
8	農林部長	鈴木 文明	
9	建設部長	長谷川 公盛	
10	水道環境部長	梅村 浩三	
11	教育委員会事務局副教育長	工藤 博也	
12	教育委員会事務局長	鈴木 幸宣	
13	消防長	成瀬 哲哉	
14	会計管理者	村松 光則	

【事務局】

番号	所属	氏名	備考
1	まちづくり企画部企画課課長	和田 信之	
2	まちづくり企画部企画課課長補佐	田村 猛	
3	まちづくり企画部企画課係長	熊田 貴雅	
4	まちづくり企画部企画課主査	平野 裕恵	
5	まちづくり企画部企画課主査	木全 洵貴	
6	総務部財務課課長	安藤 和也	
7	総務部財務課管理官	瀬瀬 高裕	

改正

平成27年12月22日条例第38号

恵那市行財政改革審議会条例

(設置)

**第1条** 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行財政の実現に資するため、恵那市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、行財政の実態に検討を加え、行財政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、市長に建議をし、又は市長の諮問に答申する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市の区域内の公共的団体の代表者、市民、学識経験を有する者及び市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、公共的団体の代表者として任命された者の任期は、2年以内で当該公共的団体の代表者の任期による。

4 委員は、再任することができる。

一部改正〔平成27年条例38号〕

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(オブザーバー)

**第6条** 審議会に専門的な知識を有する者をオブザーバーとして置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が任命する。

3 審議会は、必要に応じてオブザーバーに意見、助言等を求めることができる。

追加〔平成27年条例38号〕

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

一部改正〔平成27年条例38号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月22日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

恵那市行財政改革推進本部設置規程

(設置)

**第1条** 行財政改革の推進を図るため、恵那市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

**第3条** 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。

3 本部員は、本部長が指定する職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

**第4条** 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要に応じ、第3条に定める本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

**第6条** 本部の庶務は、まちづくり企画部企画課において処理する。

(その他)

**第7条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

○恵那市行財政改革大綱及び行動計画策定プロジェクトチーム設置要綱

令和元年6月1日告示第6号

恵那市行財政改革大綱及び行動計画策定プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

**第1条** この要綱は、行財政改革大綱及び行動計画策定プロジェクトチームの設置に関し、恵那市プロジェクトチーム設置基準規則（平成17年恵那市規則第7号）第4条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

**第2条** 名称は、行財政改革大綱及び行動計画策定プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）とする。

(任務)

**第3条** チームの任務は、行財政改革大綱及び行動計画の策定に関することとする。

(構成)

**第4条** チームは、総括者、副総括者及び職員（以下「構成員」という。）から構成し、40人以内をもって充てる。

2 チームの設置期間は、行財政改革大綱及び行動計画の策定が終了するまでとする。

3 構成員の任期は、前項の期間までとする。

4 チームの総括者及び副総括者は、まちづくり企画部企画課から任命された構成員をもって充てる。

(会議)

**第5条** チームの会議は、必要に応じて総括者が招集する。

2 総括者は、事務を総理し、会議の議長となる。

3 副総括者は、総括者に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

**第6条** チームの庶務は、まちづくり企画部企画課において処理する。

(関係課等の協力)

**第7条** 総括者は、第3条に掲げる任務を遂行するために必要があると認めるときは、関係課等の長に対し、資料の提出、説明又はその他必要な協力を求めることができる。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、チームに関し必要な事項は、総括者が会議に諮って定める。

**附 則**

この告示は、令和元年6月1日から施行する。